

南丹市企業連携移住促進事業補助金交付要綱

平成30年6月29日

告示第161号

改正 平成31年4月22日告示第131号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の新たな担い手となる移住者の受入を推進するため、企業等又は地域団体が行う移住者用住宅の整備に対して、予算の範囲内において、南丹市企業連携移住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 市内に事業所（事務所、店舗、工場等）を有する、又は市内に新たに事業所を設置する予定の法人又は個人事業者
- (2) 地域団体 地域振興を目的とした活動を行い、移住者の受入及び移住後の支援を丁寧に行う体制を整備している法人（公益法人、NPO 法人等）又は地域住民等で組織され、次に掲げる要件の全てに適合している団体
 - ア 事業の事務手続きを適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局、代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。
 - イ 団体の運営に当たって、一つの事務手続きにつき複数の者が関与する等、当該事務手続きに係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。
- (3) 移住 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項に規定する転入（本市の区域内に住所を定めるものに限る。）をいう。
- (4) 移住促進特別区域 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）第5条に規定する移住促進特別区域のうち、本市に所在する区域をいう。
- (5) 移住者用住宅 企業等又は地域団体が整備し、移住者が居住するための一戸建・集合住宅等の賃貸住宅（事業主体の職員等が居住するための寮・宿舎等を含む。）をいう。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、事業の対象としない。

- (1) 宗教又は政治を目的としたもの
 - (2) その他市長が事業の対象として適当でないと認めるもの
- (交付申請)

第4条 事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、南丹市企業連携移住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を南丹市企業連携移住促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者が、事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南丹市企業連携移住促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費総額の2割を超える増減がないもの及び補助金額の増額がないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、変更の承認の可否を決定し、その結果を南丹市企業連携移住促進事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(指令前着手届)

第7条 申請者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、南丹市企業連携移住促進事業指令前着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、南丹市企業連携移住促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の額を確定し、南丹市企業連携移住促進事業補助金額確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が指定する日までに、南丹市企業連携移住促進事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第5条の規定による交付決定を受けた補助金の全部又は一部について、前項の規定による補助金請求書の提出により、概算払を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の間、事業の目的に沿って適切に管理しなければならない。

（関係書類の整備）

第12条 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに南丹市企業連携移住促進事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による額確定報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(実施状況報告)

第14条 申請者は、事業完了年度を含む5年間、毎年度の実施状況について、南丹市企業連携移住促進事業実施状況報告書(様式第10号)を作成の上、その翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正行為があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月22日告示第131号)

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

事業主体	企業等又は地域団体
実施要件	<p>以下に掲げる条件をすべて満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本事業で整備する移住者用住宅が移住促進特別区域内に所在していること。 2. 事業主体と移住促進特別区域内の地域団体が連携し、移住者数の具体的な目標を定め、受入や住環境の整備に係る取組が行われており、本事業で整備する移住者用住宅への移住者の受入と、地域への定着支援に向けた活動が継続して実施されること。 3. 移住者用住宅に入居する移住者は、本市に転入届を提出し、当該移住促進特別区域に定住する意思を持っていること。 4. 移住者用住宅に入居する移住者は、自治会活動等に積極的に参加すること。 5. 事業主体が、南丹市税及び京都府税を滞納していないこと。
補助対象経費	<p>移住者の受入人数の増加を目的とした移住者用住宅の整備（新築・改修等）に要する以下の経費であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられていないものとする。</p> <p>ただし、同一の部位に対して、他に補助金等が交付されたことがない場合に限る。</p> <p>また、用地取得費及び補償費は対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅の新築又は改修等、並びに住宅の敷地整備に係る工事請負費 2. 1と一体的な実施設計費 3. その他特に必要と認めるもの
補助率	補助対象経費の3分の1以内
補助額	移住者用住宅1戸当たり60万円以内。ただし、1事業主体当たり10戸以内かつ600万円以内（いずれも補助期間の各年度に交付する補助額の累計で、年度ごとに千円未満切り捨て）
補助期間	事業計画の承認年度（初回の補助金交付決定年度）を含む2箇年度以内

年度南丹市企業連携移住促進事業補助金交付申請書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地	〒 _____
団体名	
代表者名	(印)
電話番号	

※所在地欄に主たる事務所の所在地、代表者欄に代表者の職名及び氏名を記入

下記のとおり事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

事業費	円
補助金	円(事業費の1/3以内・千円未満切り捨て)
関係書類	<input type="checkbox"/> 確約書(別紙1)
	<input type="checkbox"/> 南丹市税の納税証明書(別紙2/証明を受けたもの)
	<input type="checkbox"/> 京都府企業・市町村連携移住促進事業計画承認申請書一式の写し ※2年目の場合、変更ない書類は省略可(◆印の書類は省略不可)
	<input type="checkbox"/> 計画承認申請書(第1号様式) ※2年目で変更承認申請が必要な場合、変更承認申請書(第3号様式)
	<input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙2)
	<input type="checkbox"/> 事業概要(参考様式1)
	<input type="checkbox"/> 定款(法人の場合)又は規約(地域団体の場合)
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(法人の場合)
	<input type="checkbox"/> 確定申告書(受付印のある直近1期分) ◆
	<input type="checkbox"/> 直近3年間の決算書 ◆
	<input type="checkbox"/> 整備場所の位置図
	<input type="checkbox"/> 事業計画図面(整備予定箇所・整備内容を明記)
	<input type="checkbox"/> 事業費の見積書(内訳を明記)
	<input type="checkbox"/> 整備場所の現況写真(全景・整備予定箇所)
	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(施設・土地所有者が申請者と異なる場合)
	<input type="checkbox"/> 整備スケジュール
<input type="checkbox"/> 入居開始に向けたスケジュール	
<input type="checkbox"/> 京都府税納税証明書又は京都府税納税確認の同意書(参考様式2) ◆	

確約書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

所在地	
団体名	
代表者名	⑩

※所在地欄に主たる事務所の所在地、代表者欄に代表者の職名及び氏名を記入

南丹市企業連携移住促進事業を申請するにあたり、事業で整備する移住者用住宅の入居者について、下記の事項を確約します。

なお、確約事項に反した場合、南丹市企業連携移住促進事業補助金に関する交付決定の取消処分及び補助金の返還命令に応じます。

(確約事項)

移住者用住宅の入居者については、下記の要件の全てに適合する者としてします。

1. 移住する地域の地縁組織(行政区・自治会・振興会など)に加入すること。
2. 地縁組織が定める会費(区費・自治会費・振興会費など)を納入すること。
3. 地縁組織が行う地域活動などに積極的に参加すること。
4. 地縁組織の役員や京の田舎ぐらしナビゲーターなど、地域の移住担当者から面会の求めがあった場合、面会に応じるよう努めること。
5. その他、地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めること。

南丹市税の納税証明願

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

所在地	
団体名	
代表者名	Ⓜ
生年月日	年 月 日生

※所在地欄に主たる事務所の所在地、代表者欄に代表者の職名及び氏名を記入

窓口に来られた方が申請者以外の場合【太枠内に記入】

住所	
氏名	

南丹市企業連携移住促進事業補助金の申請のため、（個人事業者の場合は代表者個人についても）市税の滞納がないことを証明願います。

※この証明手続きは、南丹市役所 課で行ってください。証明手数料 300 円が必要です。

※窓口に来られる方の本人確認ができる書類（運転免許証など）をご持参ください。

※個人事業者で、本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合は、委任状（任意様式可）が必要です。

南丹市税の納税証明書

上記証明願いについて、年 月 日時点において、（個人事業者の場合は代表者個人についても）市税の滞納がないことを証明します。

南丹市長 印

委任状（個人事業者で本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合のみ）

私は、下記の者を代理人として、南丹市企業連携移住促進事業補助金申請に係る南丹市税納税証明書の取得に関する権限を委任します。

代理人【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

委任者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	⑩
生年月日	年 月 日生

様

南丹市長

印

年度南丹市企業連携移住促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定したので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

<input type="checkbox"/> 交付 補助金交付決定額	円
(交付要件)	
1. 申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の間、事業の目的に沿って適切に管理しなければなりません。	
2. 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければなりません。	
3. 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに南丹市企業連携移住促進事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書(様式第9号)を市長に提出しなければなりません。	
4. 市長は、3の規定による額確定報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができます。	
5. 申請者は、事業完了年度を含む5年間、毎年度の実施状況について、南丹市企業連携移住促進事業実施状況報告書(様式第10号)を作成の上、その翌年度の4月末日までに市長に提出しなければなりません。	
6. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。	
(1) 補助金を他の用途に使用したとき。	
(2) 南丹市企業連携移住促進事業補助金交付要綱及び関係法令に違反したとき。	
(3) 偽りその他不正行為があったとき。	
(4) その他市長が適当でないと認めたとき。	
7. 市長は、6の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。	
<input type="checkbox"/> 不交付	
(不交付の理由)	

年度南丹市企業連携移住促進事業補助金変更承認申請書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地	〒 ー
団体名	
代表者名	(印)
電話番号	

※所在地欄に主たる事務所の所在地、代表者欄に代表者の職名及び氏名を記入

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

変更後の事業費	円
変更後の補助金	円(事業費の1/3以内・千円未満切り捨て)
関係書類	<input type="checkbox"/> 京都府企業・市町村連携移住促進事業変更承認申請書一式の写し
	<input type="checkbox"/> 変更承認申請書(第3号様式)
	<input type="checkbox"/> 変更後の事業計画書(別紙2)
	※以下のうち変更のあった書類
	<input type="checkbox"/> 整備場所の位置図
	<input type="checkbox"/> 事業計画図面(整備予定箇所・整備内容を明記)
	<input type="checkbox"/> 事業費の見積書(内訳を明記)
	<input type="checkbox"/> 整備場所の現況写真(全景・整備予定箇所)
	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(施設・土地所有者が申請者と異なる場合)
	<input type="checkbox"/> 整備スケジュール
<input type="checkbox"/> 入居開始に向けたスケジュール	

様

南丹市長

印

年度南丹市企業連携移住促進事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

<input type="checkbox"/> 承認 変更後の補助金交付決定額	円
(交付要件)	
1. 申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の間、事業の目的に沿って適切に管理しなければなりません。	
2. 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければなりません。	
3. 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに南丹市企業連携移住促進事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書(様式第9号)を市長に提出しなければなりません。	
4. 市長は、3の規定による額確定報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができます。	
5. 申請者は、事業完了年度を含む5年間、毎年度の実施状況について、南丹市企業連携移住促進事業実施状況報告書(様式第10号)を作成の上、その翌年度の4月末日までに市長に提出しなければなりません。	
6. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 南丹市企業連携移住促進事業補助金交付要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他市長が適当でないと認めたとき。	
7. 市長は、6の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。	
<input type="checkbox"/> 不承認	
(不承認の理由)	

年度南丹市企業連携移住促進事業指令前着手届

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

所在地	〒 _____
団体名	
代表者名	_____ (印)
電話番号	

※所在地欄に主たる事務所の所在地、代表者欄に代表者の職名及び氏名を記入

年 月 日付けで申請した事業について、補助金交付決定前に着手したいので、別記条件を了承の上、届け出ます。

指令前着手が必要な理由	
整備場所	南丹市 _____ 町 _____ 番地
事業期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日(予定)
入居開始日	_____ 年 _____ 月 _____ 日(予定)

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
2. 交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は申請者が負担すること。
3. 不交付となった場合又は交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
4. 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

年度南丹市企業連携移住促進事業補助金実績報告書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地	〒 _____
団体名	
代表者名	(印)
電話番号	

※所在地欄に主たる事務所の所在地、代表者欄に代表者の職名及び氏名を記入

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

事業費	円
補助金	円(事業費の 1/3 以内・千円未満切り捨て)
関係書類	<input type="checkbox"/> 京都府企業・市町村連携移住促進事業費補助金実績報告書一式の写し
	<input type="checkbox"/> 補助金実績報告書(第 6 号様式及び別紙 2)
	<input type="checkbox"/> 事業実績報告書(第 7 号様式)
	<input type="checkbox"/> 企業連携移住促進事業実績報告書(別紙 2)
	<input type="checkbox"/> 事業費の契約書又はそれに準じる書類
	<input type="checkbox"/> 事業完成図面(整備箇所・整備内容を明記)
	<input type="checkbox"/> 事業完成写真(事業前・中・後で同箇所撮影／複数箇所分)
	<input type="checkbox"/> 事業費の請求書及び領収書(内訳を明記)・口座振込証明書
	<input type="checkbox"/> 財産管理台帳(第 9 号様式)
<input type="checkbox"/> その他参考資料(整備住宅のパフレット・利用規程など)	

様

南丹市長

印

年度南丹市企業連携移住促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

なお、年 月 日までに補助金請求書を南丹市役所 課へ提出してください。

補助金交付確定額	円
(交付要件)	
1. 申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の間、事業の目的に沿って適切に管理しなければなりません。	
2. 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければなりません。	
3. 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに南丹市企業連携移住促進事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書(様式第9号)を市長に提出しなければなりません。	
4. 市長は、3の規定による額確定報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができます。	
5. 申請者は、事業完了年度を含む5年間、毎年度の実施状況について、南丹市企業連携移住促進事業実施状況報告書(様式第10号)を作成の上、その翌年度の4月末日までに市長に提出しなければなりません。	
6. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 南丹市企業連携移住促進事業補助金交付要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他市長が適当でないと認めたとき。	
7. 市長は、6の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。	

年度南丹市企業連携移住促進事業補助金請求書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／該当する「□」にチェック(☑)】

所在地	〒 ー
団体名	
代表者名	⑩
電話番号	
生年月日	
請求種別	<input type="checkbox"/> 概算払(事業完了前) <input type="checkbox"/> 精算払(事業完了後)

※所在地欄に主たる事務所の所在地、代表者欄に代表者の職名及び氏名を記入

下記のとおり補助金を請求します。

補助金額		円
振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

委任状【申請者名と口座名義が異なる場合のみ太枠内に記入】

本補助金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者（口座名義人）

所在地	〒 ー
氏名	

年度南丹市企業連携移住促進事業に関する
消費税及び地方消費税の額確定報告書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地	〒 ー
団体名	
代表者名	Ⓜ
電話番号	

※所在地欄に主たる事務所の所在地、代表者欄に代表者の職名及び氏名を記入

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業に含まれる消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定したので報告します。

1 補助金額(市長が交付決定通知書により通知した額)

円

2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額

円(A)

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額

円(B)

4 補助金返還相当額

円(B-A)

注 1 別紙として積算の内訳を添付してください。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の額にこの手続の日における消費税率(地方消費税率を含む。)を乗じた額が消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額による減額等の対象額とはならないことに注意してください。

南丹市企業連携移住促進事業実施状況報告書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

所在地	〒 -
団体名	
代表者名	Ⓜ
電話番号	

※所在地欄に主たる事務所の所在地、代表者欄に代表者の職名及び氏名を記入

事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

1 事業の概要

整備場所	南丹市 町 番地
整備戸数	棟 戸
うち移住者用住宅	棟 戸

2 整備住宅の利用状況（毎年度 3 月末）

年度	年度	年度	年度	年度	年度
入居者数	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
うち当該年度に新たに 入居した移住者数	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人

3 当該地域における移住の促進及び地域活性化への波及効果

--